

マルティン・ルター

『二種の義についての説教』を読む

徳 善 義 和

以下は、一九七一年に聖文舎から岸千年の訳で出版された『二種の義についての説教』の本文の講読という形で行われた。この翻訳は現在では入手困難になっているので、(また、本文を手元に置いて見ない限り、発題の流れについていくこともできないので)ここにその本文全文を掲げることにする。同時に、発題に沿って各段落には段落番号も付記し、発題本文との照合をしやすいようにした。また、末尾に岸による解説の冒頭部分を付け加えた。なお、聖書本文は日本聖書協会「口語訳」によっている。

二種の義についての説教

神父マルティン・ルター

- (1) 兄弟たちよ、「キリスト・イエスにあつていだいているのと同じ思いをあなたがたの間でも持ちなさい。キリストは、神のかたちであられたが、神と等しくあることを固守すべき事とは思われなかつた」(ペリピ書二章五―六)。
- (2) 人間の罪が二種あるのと同様に、キリスト者の義も二種ある。第一は、私たちのものではない別種の義、外側から導入される義である。これは、キリストの義であつて、それにより、信仰を媒介にして、私たちを義とするものである。コリント人への第一の手紙(一章三)に、「キリストは神にたてられて、わたしたちの知恵となり、義と聖とあがないとなられた」とあるとおりである。
- (3) 実に、キリスト自身も、ヨハネによる福音書(一章二五)に、「わたしはよみがえりであり、命である。わたしを信じる者は、決して死なない」と言っている。また、再びヨハネによる福音書(一章六)に、「わたしは道であり、真理であり、命である」とある。したがつて、この義は、洗礼において、また、真実に悔い改める者にはいつでも与えられる。だから、ひとは、自信をもつて、キリストにおいて誇りをもち、「キリストが生き、行動し、語り、

受難し、死にたもつたことは、私のものである。あたかも、私が、主のごとく生き、行動し、語り、受難し、死んだのと同じように、私のものである」と言つことができる。花婿は花嫁のものをみな所有し、花嫁は花婿のものをみな所有する。(なぜなら、二人は一つのからだであり、すべては二人の共有物であるからである。創世二章四)。(それと同じように、キリストと教会とは一つの霊である(エペソ五章二九―三一))。

(4) 聖ペテロによれば、聖なる神、あわれみ深い父は、このように、きわめて大きく、尊い賜物を、イエス・キリストにおいて私たちに与えてくださったのである(第二ペテロ一章四)。また、パウロは、コリント人への第二の手紙(一章三)において、「ほむべきかな、わたしたちの主イエス・キリストの父なる神、あわれみ深き父、慰めに満ちたる神、神は、天において、あらゆる霊的祝福をもって、キリストにおいてわたしたちを祝福してくださる」(注・この箇所は、実際にはエペソ一章三)と言
う。

(5) この言いつくしがたい恵みと祝福とは、その昔、創世記(一二章三)において、「『あなたの子孫によって(すなわち、キリストによって)地のすべてのやからは祝福される』と行って、アブラハムに約束された」(注・創世二二章三)には、「あなたによって」とある。この引用句は実は創世二二章一八)。

(6) また、イザヤ(九章六)には、「ひとりのみどりごが、われわれのために与えられた」とある。また、「われわれのために」と言っているのは、私たちが主を信じるとき、主はそのすべてのよきものとと
もに主の全体が私たちのものだからである。ローマ人への手紙(八章三一)に、「ご自身の御子をさ

え惜しまないで、わたしたちすべての者のために死に渡されたかたが、どうして、御子のみならず万物をも賜らないことがあるのか」とある。だから、キリストが所有しているものはすべて私たちのものであって、私たちはむしろ怒りと刑罰と、そして地獄にこそ値するのに、純粋なあわれみによって、価値なき私たちに、深い恵みをもって授けられたのである。

(7) こういうわけで、キリストご自身が、み父のいとも聖なるみこころを行うために来たと言って(ヨハネ六章三八)、み父に服従したのであった。キリストがなしたことはすべて何であれ、私たちのためになしたのであり、それが私たちのものとなるようにキリストは願っている。また、「わたしはあなたがたの中で、給仕をする者のようにしている」(ルカ二章二七)とも言っている。さらにキリストは、「これは、あなたがたのために与えるわたしのからだである」と言う。イザヤは、第四章(四三章二四)で言う、「あなたは、あなたの罪の重荷をわたしに負わせ、あなたの不義をもって、わたしを煩わせた」と。

(8) だから、キリストの義は、キリストを信じる信仰によって私たちの義となり、キリストのものはすべて私たちのものとなる。いな、むしろ、キリストご自身が、私たちのものとなるのである。したがって、使徒はそれを、ローマ人への手紙(一章一七)において、「神の義」と呼んでいる。神の義は、福音の中に啓示されている。聖書に、「信仰による義人は生きる」とあるとおりである。最後に、同じ書簡(三章一八)に、「わたしたちはこう思う。人が義とされるのは信仰による」とあるように、このような信仰が、神の義と呼ばれるのである。

(9) これは、無限の義であって、一瞬に、すべての罪を呑みこんでしまうものである。さらに、キリス

トに信頼する者は、キリストのうちにとどまり、キリストご自身と同じ義を所有し、キリストと一つとなる。したがって、この人のうちに罪がとどまることはありえない。そして、この義は、第一のもの、基盤、原因であり、実に、私たち自身の義の源である。実に、これは、アダムにおいて失われた原義（注・最初に与えられていた神との正しい関係）の代わりに与えられており、あの原義が働いたと同じように、いな、一段と多く働くのである。

- (10) 詩篇三 篇（注・三一一篇一）の、「主よ、わたしはあなたに依り頼みます。とこしえにわたしをはずかしめず、あなたの義をもってわたしをお助けください」という祈りは、次のように理解されるのである。δυνα（わたしの「義」をもって）と言わず、δυνα（あなたの「義」をもって）と、すなわち、信仰を媒介とし、神の恵みとあわれみによって私たちのものとされる、私たちの神、キリストの義によってと言うのである。

- (11) また、詩篇の中の多くの箇所において、信仰は主のわざ、告白、神の力、あわれみ、真理、義と呼ばれている。これらはみな、キリストを信じる信仰の名称である。いな、むしろ、キリストのうちにある義の名称である。

- (12) だから、使徒はガラテヤ人への手紙（二章二）で、大胆に、「生きているのは、もはやわたしではない。キリストが、わたしのうちに生きておられるのである」と言い、また、エペソ人への手紙（三章一四―一七）では、「信仰によって、キリストがあなたがたの心の内に住まわれることをお許しになるように……」と言っている。

- (13) したがって、この種の義は、ただ恵みのみによって、私たちの行為なしに、私たちのうちに注入さ

れるのである。これは、私たちの内側において、み父が私たちをキリストの方向へ確実に導いてくださっている結果であるが、この義は、原罪と対立させられるものである。この原罪も、私たちのものでない別種のものとして、私たちの行為なしに、生まれながらにして、私たちに結び付けられるものである。

(14) このようにして、キリストは、信仰とキリストを知る知識の増大するにつれて、日ごとに、いよいよ(古い)アダムを追い出すのである。別種の義は、即座に注入されるのではなく、それには、はじめがあり、進展があり、そして最後に、死によって、ついに完成させられるからである。

(15) 第二の義は、私たち自身の義であるが、私たちだけがそれを生かすのではなく、あの第一の、別種の義に包みこまれることによって生かすのである。これは、第一に肉を殺し、また、自分自身については欲望を十字架につけ、善きわざによって有益な生を送ることである。ガラテヤ人への手紙五章二四(に)、「キリストに属する者は、自分の肉を、その情と欲と共に十字架につけてしまった」と言っているとおりである。

(16) 第二に、これは隣人に対する愛であり、第三に、神に対する謙虚とおそれである。使徒書と聖書全体は、このことで満ちている。使徒書は、テトスへの手紙(二章一一)で、すべてを簡潔に要約し、「この世においては、(自分自身の肉を十字架につけることによって)慎み深く、また、(隣人に対して)正しく、(神に対して)信心深く生きようではないか」と言っている。

(17) この義は、第一の義から出た産物であり、その実、また結果である。ガラテヤ人への手紙(五章一一)に、「しかし、(キリストを信じる信仰によって生きている霊的な人の)御霊の実は、愛、喜び、

平和、寛容、慈愛、善意、忠実、柔和、自制である」と言っているとおりでである。ここで挙げられている実は、人のわざであるから、この箇所、霊的な人がいわゆる「霊の実」を生み出す「霊」であることは明らかである。ヨハネによる福音書(二章六)は、「肉から生まれる者は肉であり、霊から生まれる者は霊である」と言っている。

(18) この義は、第一の(別種の)義を完成するものである。というのは、(古い)アダムを滅ぼし、罪のからだを破壊するように、この義がいつも働いているからである。だから、自分を憎み、隣り人を愛し、自分の利益を求めず、他者の利益を求める。そして、こういうことの中に、この義全体の生き方があるのである。自分を憎み、自分の利益を求めないことの中に、肉を十字架につけるということがなされる。さらに、他の人の利益になることを求めるので、それは愛の働きをする。また、このように、神のみこころを画面においてなし、自己に対して慎み深く、隣り人に対して正しく、神に対して信心深く生きるのである。

(19) また、この点において、この義はキリストの根本をまねび(第一ペテロ二章二)、キリストの姿に似るものへと変えられる。まさにこのことこそ、キリストが命じていることである。キリストは自分の利益を求めず、私たちの利益だけを求め、そのことにおいて父なる神に最も従順であって、私たちのためにすべてのことをなしたのである。私たちがまた、同じように、隣人に同じ模範を示すように、キリストは望んでいるのである。

(20) โรมาน人への手紙(六章一九)にあるように、この義は、私たち自身の現実の罪に対立している。「あなたがたは、かつて自分の肢体を汚れと不法との僕としてささげて不法に陥ったように、今や自分

の肢体を義の僕としてささげて、きよくならなければならない」。だから、第一の義によって、「わたしはあなたのもの」と魂に向かつて言う花婿の聲が聞こえ、第二の義によって、「わたしはあなたのもの」と言う花嫁の聲が聞こえる。このようにして、この結婚は完了され、強くなり、完全なものとなる。「わが愛する者はわたしのもの、わたしは彼のもの」と雅歌にあるとおりである。そこで、魂は、もはや自分のために義を求めず、キリストを自分の義として持つので、ひたすら他人の益となることを求める。だから、会堂の主は「わたしは(町々から)楽しみ、花婿の聲、花嫁の聲を絶やす」(エレミヤ七章三四)という預言者のことばをもって脅かすのである。

(21) このことは、今、私たちが学んでいる聖句が言っていることである。すなわち、「キリスト・イエスにあっていただいているのと同じ思いを、あなたがたの間でも互いに生かしなさい」ということである。キリストがあなたがたに心を用いたことを知って、あなたがたも相互に心を用い、いつくしみあうようにということである。

(22) どのようにしてか。「キリストは、神のかたちであられたが、神と等しくあることを固守すべき事とは思わず、かえって、おのれをむなしうして僕のかたちをとられた……」(ピリピ二章六)という、まさにこのようにである。

(23) ここで、神のかたちというのは、神の本質ということではない。キリストは神の本質を一度もむなしくしたことはないからである。しもべのかたちが、人間の本質ということではないのと同じである。しかし、神のかたち、知恵、力、正義、慈愛、そして自由である。キリストは、自由で、力をもち、知ある人であり、すべての人が支配されているように悪にも罪にも支配されることはけし

てなかった。(神にとって最もふさわしいかたちが「キリストにおいて」あらわれていた。

(24)

しかもキリストは、このかたちにおいて高ぶることもなく、ご自分を喜ばせることもしなかった(ローマ一五章三)。さまざまな悪の奴隷となり、それに支配されている他の者たちをさげすむことも、軽蔑することもしなかった。キリストは、「わたしはほかの人たちのようでないことを感謝します(ルカ一八章一一)」と言ったあのパリサイ派の人のようにではなかった。あのパリサイ人は、他人が不幸であることを喜んでいたのであり、いずれにせよ、ほかの人々が自分と同じであることを望まなかったのである。これは略奪行為であって、それによってひとは、自分のものでないものを自分のものとする、いな、むしろ、自分のもっているものを堅く握っていて、(神のもの)をはつきり神のものとせず、また、自分が他人と同じようになるための奉仕を他人に対してしない。

(25)

このような人たちは、自分に満足し、自分を喜ばせ、自分に栄光を与え、何びとも負い目を感じないで、神のようになろうとする。しかし、キリストはそのように思わなかったし、考えもしなかった。あえて、キリストは、あの姿を神にかえし、自分をむなくして、私たちとかけはなれていることを示すためにその高い位を用いようとせず、私たちと別のものであるうとしなかった。さらに、キリストは、私たちの一人のようになつて、僕の姿をとつた。(すなわち、すべての悪に自分を服従させた)。そうして、キリストは自由であったのだが、使徒も言っているように(第一コリント九章一五)、「ご自分をすべての者の僕とし(マルコ九章三五)、私たちのものであつたすべての悪を、あたかも自分のものであるかのようにしたのである。

(26)

だから、キリストは、私たちの罪と刑罰を自分で引き受けたのである。また、私たちのためにそれ

らのことを克服したのだが、まるでご自分のためにそれらのことを克服したかのようにしたのである。キリストは、私たちにとって神となり、また主となりうるような関係にあるのだが、そのようなことは望まず、むしろ、私たちの僕となることを望んだ。ローマ人への手紙（一五章一、三）にあるとおり、「わたしたちは自分を喜ばせることをしてはならない。キリストはご自身を喜ばせることをなさらなかった。むしろ、『あなたをそしめる者のそしりが、わたしに降りかかった』」（詩六九篇九）と書いてあるとおりである。この詩篇からの引用はパウロの引用と同じ意味である。

(27)

したがって、多くの者が肯定的に扱ってきたこの本文は、否定的に理解されねばならないこととなる。すなわち、キリストが自分を神と等しくあるものとしなかったということは、高慢にも神と等しくあることを奪い取るうとするものようではなかった。すなわち、「（聖ベルナルドウスが言うように）もしあなたが、あなたの栄光をわたしに与えたまわれないなら、わたしのためにそれを奪い取るう」と神に向かって言う者のようなぐあいに、キリストは神と等しくあるうとはしなかったという意味である。

しかし、これは、次のように肯定的に理解されてはならない。すなわち、キリストは、ご自身が神と等しくあることを選び取らなかつた。キリストが神と等しいことは事実なのであるから、これを略奪と思わなかつたのだというようにである。

(28)

なぜなら、これは、人なるキリストについて言われていることなので、この解釈は適切な理解に立っていないのである。使徒は、個々のキリスト者がキリストの模範に従って他の人の僕となるようにと望んでいる。そしてもし、知恵、正義、あるいは力を持っている者があるとして、それが他にま

さり、神のかたちといったものを誇りとするなら、これを自分のものとして所有しないで、神に返し、あたかも全く何も持っていない者のようになり、また、持っていない者の一人のようになりきるべきである。こうして、各自、自分を忘れて、神の賜物を注ぎだして空になり、隣人の弱さ、罪、愚かさが自分のものであるかのようになって、自分に与えられた隣り人と共に行動すべきである。

(29) 誇るべきでもなく、得意がるべきでもなく、あたかも自分が隣り人の神であったり、また神に等しくあるかのように隣り人を嫌ったり、隣り人に対して勝ち誇ったりすべきではない。神のものは神にとどめおくべきであるから、このような高慢な向こう見ずをすれば、略奪行為となる。

(30) このようにして、僕の姿が自分のものとなり、「愛をもって互いに仕えなさい」(ガラテヤ五章一二)という使徒のことはが達成される。ローマ人への手紙(一二章四、五)とコリント人への手紙(一二章一二、一七)において、パウロは、からだの肢体を取り上げて、強く、りっぱで、健康な肢体は、弱く、貧弱で、病んでいる者に対して、あたかも彼らの主であり、また神でもあるかのように誇りをもって臨むことがなく、かえって、自分たちのりっぱさ、健康であること、力あることを忘れて、いっそう、弱い者たちに仕えることを教えている。このように、からだの肢体のうちどれも、それ自体に仕えることなく、あるいは、自分の利益を求めることなく、他の肢体の利益を求めているからである。

(31) 肢体が弱く、病気であり、貧弱であればあるほど、いっそう多く、他の肢体は、それに仕える。それは、パウロのことはで言えば(第一コリント一二章二五)、「肢体は互いにいたわり合って、からだの中に分裂を起さなためである」ということである。このことから明らかになることは、そ

それぞれの状況の中で、人は隣人との関係において、どのように行動すべきかということである。

(32)

しかし、もし私たちが、自発的にあの神のかたちを脱ぎ捨て、僕のかたちを身にまといたくないとしても、自分の意志に逆らってもむりやりに脱ぐことにしようではないか。この点について、ルカによる福音書（七章三六 五）の話に注目しよう。

(33)

ここでは、ライを病んだ男シモンが、自分が神のかたちを持っていること、また自分の正しさに自己満足していたのであるが、彼はマグダラのマリヤの中に僕のかたちを見て、高慢にもマリヤを審き、見下げたのである。ところが、見よ、キリストは、「あなたはわたしに接吻をしてくれなかった。あなたはわたしに油を塗ってくれなかった」と言って、逆に正しい（者の）姿をたちどころに彼からはぎ取り、罪ある（者の）姿を彼に着せた。見よ、シモンが見なかった罪がいかに大きかったかを。彼はまた、これほどのけがらわしい姿に醜く変えられてしまったと思わなかった。彼の善きわざは、一つも記録されることはない。

(34)

キリストは、シモンが、誇り顔に、ひそかに喜んでいた神の姿を無視し、シモンによって招かれ、食事を出され、尊敬を受けたことを取り上げなかった。ライ者シモンは、いまや罪人以外の何者でもなかった。自分ではたいした義人だと思っていたシモンも、神の姿の栄光を奪い取られて、いやおうなく僕の姿で、当惑顔で座していた。

(35)

しかし、これと反対に、キリストは、神の姿を持ってマリヤに栄誉を与え、「この女はわたしの足に香油を塗り、接吻してくれ、涙でわたしの足をぬらし、髪の毛でふいてくれた」と言って、マリヤをシモンのうえに高く引き上げたのである。見よ、マリヤもシモンも、どちらも見なかったあの功

績がどれほど大きかったかを。マリヤの罪過は、一つも記憶にとどめられていない。キリストは、マリヤの中の奴隷の姿を無視して、この女を、主権者の姿を持った尊き者とした。マリヤは、神の姿の栄光の中に高められた、正しき者そのものである。

(36) 私たちが、自分の正しさや、知恵や、力を理由にして、よこしまで、愚かで、私たちより力のない者に対して興奮したり、怒ったりするたびごとに、キリストも、わたしたちすべての者に同じようにする。なぜなら、私たちがそのようにするとき、(このことは、最大のまちがいであるが)正義は正義に対し、知恵は知恵に対し、力は力に対して、対立して働くからである。

(37) あなたが強いのは、弱い者を苦しめてさらに弱くするためではなく、弱い者を引き上げ、保護し、それによって彼らを強くするためである。あなたが賢いのは、愚かな者を嘲笑し、こうして彼らをさらに愚かにするためではなく、あなた自身が教えられることを望んでいるように、愚かな者を教えるためである。

(38) だから、あなたが正しいのは、正しくない者を正しい者にならせ、ゆるすためであつて、ただ罪を宣告し、非難し、審判し、罰するだけのためではない。なぜなら、これは私たちに對するキリストの模範であり、「人の子が来たのは、世を裁くためではなくて、人の子によって、この世が救われるためである」(ヨハネ三章一七)とキリストが言っているとおりでである。また、さらに、ルカによる福音書(九章五五 五六)には、「あなたがたは、どの霊の子であるかを知らない。人の子は、命を滅ぼすためではなく、救うために来たのである」と言っている(ヨハネ二章四七参照)。

(39) しかし、人の本質は、これに對して激しい反作用を起こす。というのは、人間の本質は、はなはだ

しく刑罰を喜び、自己の正しさを誇ることを喜び、また、不義から来る隣人の混乱を喜ぶからである。だから、自分の立場を弁護し、それが、隣人のものよりすぐれていることを喜ぶ。だが、隣人の立場には反対し、不利であるようにと願う。この転倒した姿は、全く理不尽で、自分の利益を求めず、他者の利益を求めるといふ愛に反している（第一コリント一三章五、ピリピ二章四）。

- (40) というのは、隣り人の立場が自分の立場よりもよくないということは悲しむべきであり、隣人が自分よりよいようにと願うべきであり、また、自分自身の状態のよいことを喜ぶと同様に隣人の状態のよいことを喜ぶべきだからである。「これが律法であり預言者であるからだ」（マタイ七章一二）。
- (41) しかし、あなたは言う、「悪人を罰することは許されるべきではないのか。罪を罰することは妥当ではないのか。だれも正しいことを保護しようと考えないのか。そうでなければ、不法に好機を与えることになる」と。

- (42) 私は答える、「このことについて、唯一の解決を与えることはできない。だから、人によって区別をたてるべきである。公人と私人とがあるからである」と。

- (43) 以上、述べてきたことは、公人、すなわち神によつて公職につかせられ、支配者の位置に立っている者には、何のかわりもない。悪人を罰し、裁き、圧迫された者を弁護し、保護することは、職責上、また必然的にこの人たちにかかわりがある。彼ら自身ではなく、神がこれをなしたもつからである。このこと自体において、彼らは神の僕である。ローマ人への手紙（一三章四）において、使徒が、「彼はいたずらに剣を帯びているのではない云々」と言つて、長々と述べているとおりである。

- (44) しかし、これは、他人の立場において理解されねばならず、自分のことにおいてではない。なぜな

ら、神の代理としては、自分と自分にかかわる事柄のためでなく、他人のために立つからである。しかし、公職にある者が、自分自身の問題を持つときには、自分以外のほかの者を代理として依頼する。なぜなら、そのときは、自分は審判者ではなくて、全体の一員だからである。しかし、このことについては、ほかの者が別の機会に語ってくれるであろう。問題は、いま語り尽くすには大きすぎるからである。

(45) 次に、私人の持つ立場は三つである。第一は、神の代理者による報復と裁きを求めるものである。こうした人々の数は大きい。使徒は、このような人を寛大に扱っているが、コリント人への第一の手紙(六章一二)において、「すべてのことは、わたしに許されている。しかし、すべてのことが益になるわけではない」と言って、(これを)承認してはいない。むしろ彼は、同じ章で、「そもそも、互いに訴え合うこと自体が、すでにあなたがたの敗北なのだ」(六章七)と言っているのである。

(46) しかし、なお、いっそう大きな悪を避けるために、このような小さい悪が許されているのは、自分を弁護せず、他の人の上に力をふるわず、悪に対して悪を返さず、自分の利益を要求することのなためである。それでもなお、このような人は、いっそうよいものに変えられ、有益なものを求め、ただ法律にかなっているだけということを捨てるのでなければ、天国に入ることはないであろう。自分だけの特権を熱望することは、消し去られなければならないからである。

(47) 第二のものは、刑罰を(他に対して)望まない者たちである。彼らはむしろ、(福音書)マタイ五章四一によれば)上衣と下着を脱いで与える用意があり、どのような悪にも抵抗しない者たちである。これらは神の子、キリストの兄弟、未来の祝福を受け継ぐ者である。だから、聖書の中で、こ

の人たちは、「父なき子」「母なき子」「やもめ」「貧しき者」と呼ばれている。彼らは自分を弁護しようとはしない。むしろ、支配者たちが彼らのために報復をしてやろうとしても、この人たち自身は、このようなことを望みもしないし、また求めもせず、ただそれを許すのである。だから、神は、このような人たちの「父」また「審判者」と呼ばれることを望んでいる（詩六八篇五）。そして、この人たちが、もし最も高い位置の者であれば、自分の所有物を失う事を覚悟してでも、不正を禁止し、防衛するのである。

(48) 「このような人たちは、きわめて少ない。そして、このようなことをすれば、この人はこの世に住みつづけることができるであろうか」とあなたは言うかもしれない。

(49) 私は答えて、「救われる者は少ないということ、いのちに至る門は狭く、それを見いだす者は少ないということは、いまにはじまったことではない」と言おう（マタイ七章一四）。

(50) しかし、もし、だれもこれをしないならば、貧しい者、父なき子、母なき子をキリストの民と呼んでいる聖書は、どうしてなりたつだろうか。だから、これら（第二の部類の者）は、自分たちの損失や、自分たちに対する攻撃よりも、攻撃する者たちの罪をいつそう悲しく思う。

(51) そして、彼らがするようにするのは、彼らが受けた損傷に復習するよりも、敵対する者を罪から引き戻すためである。だから、彼らは自分の正しいものの姿を脱ぎすてて相手の姿を身につけ、迫害する者のために祈り、悪口を言う者を祝福し、悪人に対して好意を示し、自分たちの敵が救われるように、敵そのものために罰金を支払い、賠償する用意をしている（マタイ五章四四）。これこそ福音であり、キリストの模範である（ルカ二三章三四）。

(52) 第三の部類の者は、熱情においては、いま述べた第二の部類の者に似ているが、実践において別である。この部類の者たちは、自分のものを取り返す要求をしたり、それ相当の刑罰が課せられることを望む者たちである。この者たちは、自分の利益を求めるからではなく、刑罰により、また、自分のものを取り返すことによって、盗みを働いたり、道をあやまった者の改善を求めるのである。刑罰なしには、道をあやまった者を改善することはできないと彼らは考えている。

(53) これらの者は、熱心家と呼ばれていて、聖書の中で賞賛されている。しかし、いま述べた第二の段階において完成の域に達し、最高に実践を経た者でなければ、何びとも、これをしようとしてはならない。それは、怒りを熱心とまちがえないためであり、また、正義を愛する愛から行っていると信じていることが、むしろ怒りと短気からなされたりしないためである。怒りは熱心と似ており、短気は正義を愛することと似ているので、これらは、最も霊的な者による以外、十分に識別されることはない。

(54) キリストが、むちを作り、宮から商売する者を追い出したとき、そのような熱心を示した。またパウロも、「わたしがむちをもって、あなたがたの所に行くことが、それとも、愛と柔軟な心をもって行くことであるか(あなたがたは、どちらを望むのか)」(第一コリント四章一二)と言ったとき、同ようなことを示したのである。

解説 二種の義について

『二種の義についての説教』は、一五一九年の春、棕櫚の主日に説教されたのではないかと推察されている。ルターはこの説教の前に、『三種の義についての説教』を一五二八年の終わりごろ出版した。矢継ぎ早やに同じ内容の説教を発表したことについては、種々考えられるが、永年にわたって追い求めてきた神と自分との関係について正しい理解に達したとの喜びが、ルターをして、このように二つの説教を出版させたのかも知れない。ルターが神との正しい関係、すなわち、「神の義」について思いなやんだことは、その著作のなかにしばしば記されているが、『二種の義についての説教』において、その結論が表明されていると見てもよいであろう。神の義の正しい意味をルターが発見したことを「塔の体験」と呼んでいるが、それは、ウィッテンベルクにおける彼の住居に付属していた四角の塔から由来している。それは住居の西南隅にあつたが、現在では、塔の土台だけが残っているということである。

「塔の体験」はルターの生涯だけでなく、キリスト教へのアプローチの仕方を転換させる大きな意味を持っていたので、本書においては、「塔の体験」に至るまでの道筋をたどり、神によって義とされるとはどういうことなのかを、ルターとともに追求して見ようと思つ。

発題

『二種の義についての説教』（聖文舎一九七一年）で岸先生（岸千年）が書いておられる解説は書き換える必要があると思っています。今日から見ると少し古いのです。逆に田所さん（田所康）の研究が完成して、それが定着するようになれば、きょうのわたしの説明も書き換える必要が出て来るかもしれません。そういう前置きにおいて、ルターのの宗教改革的転回とこの著作の成立の背景を最初にお話ししておきたいと思っています。

さて、本書の成立ですが、本書に先立って『二種の義についての説教』が一五一八年に出版されています。岸先生の解説では、本書『二種の義についての説教』は一五一九年の棕櫚主日の説教だったとされていますが、その前年の一五一八年の棕櫚主日（三月二十八日）のものではないかという意見があるのです。ルターのその説教（一五一八年棕櫚主日）は学生や聴衆が筆記していますが、だれかが無断でその説教を出版したのです。多分、一五一八年の終わり頃のことと思われる。そのことについてルターは一五一九年の四月半ばの手紙の中で触れて、「自分としては心外である」と語っています。そこでルターの意を受けて、一五一九年の五月半ばに本書『二種の義について』が出版されたのです。ですから、わたしは、この説教は前後関係から見ると一五一八年の棕櫚主日の説教だと思えます。

岸先生のこの解説は、田所さんのお話の中にも出てきたサーニヴァーラの Luther Discovers the Gospel（一九五一年）という著作に依拠したものです。これは、ちょうど私たちが神学生だった頃のことです。岸先生も当時教えておられた大内先生（大内弘助）も、この本を引いて、ルターの宗教改革的転回は比較的後期だったという結論を出しておられました。研究ノートなどの形で（ルーテル神学大学の『神学季刊』に原稿を書いてお

られます。しかし、実際にはサーニヴァーラのこの見解は以後のルター研究には定着しませんでした。サーニヴァーラによれば、ルターの宗教改革的転回は一五〇八年の秋が初冬ということになります。一番遅い時期を代表しています。日本人は一五〇七年の一月三十一日の『九十五箇条の提題』は、すでに宗教改革的になったルターの著作だと思いたいので、これが早い時期にその時期を置きたいという気持ちに影響してきます。もう一つはカール・ホル以来のことですが、ルターの初期の聖書講義の資料が発見されて、ルターの初期にその転回が起こったと見る見方があります。

ルターの晩年、一五四五年の著作（『ラテン語版ルター著作全集序文』）の中で、ルターが自分の宗教改革的転回について語っていることは皆さんご存じのことです。それに照らして、宗教改革的転回がこの著作（二種の義についての説教）にどのような形で出て来るか、それを見る必要があります。本書の出版については一五〇九年ということであり問題がないのですが、その説教が一体いつ行われたものかについては、先ほど言ったようにしばしば問題になります。繰り返しになりますが、わたしは、一五〇八年の棕櫚主日の説教だと思っています。

いずれにしても、ほぼ同時期にこの『三種の義についての説教』と『二種の義についての説教』とが出版されていることになりました。「三種」といい、「二種」といっているのは、義の分類の仕方が違っているからです。『三種の義について』は「三つ」いう構成になっています。第一部が「犯罪的な罪と人の前での義」、第二部が「本質的な罪（原罪）とキリストの義」となっていて、これが中心です。第三部が「原罪の実としての現実罪とキリストの義のゆえの現実の義」です。これが、昨日から問題となっている義認の実としての善い行いと関連してきます。

これに対して、『二種の義については』は、お手元にある翻訳のコピーの欄外に番号を付しておいたのでそれを見ていただくと、第一部が(1)から(14)までで第一の義について、(15)から(40)までが第二部で第二の義について語られており、(41)から最後までは第二部の付録となると考えることができます。そう見れば、(41)以下は市民的な義、つまりシビル・ジャスティスの問題となります。この第二部の付録は、一五二三年の『この世の権威について』という著作で更に展開されている主張の下地となっています。

ですから、『三種の義については』も、『二種の義については』も、「義」「義認」「義認の実としての善き業あるいは正義」の問題を扱っている著作ということになります。あるいは、第一部と第二部とを合わせて「神の義」というテーマとして捉え、第二部の付録部分を「市民的義」と捉えることも、この著作の構造に照らしてありえると思いますが、二種の義と言いながら、第一の義、第二の義というふうにはルターが区分しているのですから、ここではルターの挙げている区分に一応従って、第一部、第二部、第二部の付録という区分として見ていきます。

そこで全体を見ていきましょう。段落(1)は聖書のテキストです。

「兄弟たちよ、『キリスト・イエスにあっていただいているのと同じ思いをあなたがたの間でも持ちなさい。キリストは神のかたちであられたが、神と等しくあることを固守すべき事とは思われなかった。』ピリピ二章五六。」

初期のルターは、ピリピ書の二章五節から六節、あるいは五節以下を取り上げて言及することが非常に多いのです。『キリスト者の自由』にも、再三にわたってこのピリピ書二章五節から六節、あるいは五節以下が引用されています。(ですから、初期ルターにおけるピリピ書二章五節以下の箇所は個別の研究テーマとして取り上

げて論じることとも可能だと思えます。

次の段落(2)では、「人間の罪が二種あるのと同様に、キリスト者の義も二種ある」というテーゼを掲げて、「第一は、私たちのものでない別種の義、外側から導入される義である」と指摘されています。「エクストラ・ノス」の義です。「われわれの外からわれわれに与えられる義」が、まず最初に定義されています。

第三の段落では、キリスト自身の言葉が引いてあって、「したがって、この義は、洗礼において、また、真実に悔い改める者にはいつでも与えられる」というのが、この段落の結論になっています。もう一つ、(3)の段落には、「キリストのものは私のものになる」という指摘があります。「だから、ひとは、自信をもって、キリストにおいて誇りをもち、『キリストが生き、行動し、語り、受難し、死にたもつたことは、私のものである。あたかも、私が、主のごとく生き、行動し、語り、受難し、死んだのと同じように、私のものである』とすることができるとルターは言います。そしてここから先が『キリスト者の自由』の段落(二)と同じです。「花婿は花嫁のものをみな所有し、花嫁は花婿のものをみな所有する(なぜなら、二人は一つのからだであり、すべては二人の共有物だからである。創世二章四)。それと同じように、キリストと教会とは一つの霊である(エペソ五章二九〜三三)」。

キリストにおける「共有」、「コムニオ」、「所有を共通にすることによる交わり」ということが、(3)の後半で言われています。これは、昨日から問題になっていることから言えば、義というものの関係的要素です。共有物であると言われているときには、「実的に」考えられている、つまり、「物」として考えられているのですが、それを「共有する」という関係において捉えているのが特徴です。ですから、キリストがポケットの中から「ほら、これあげるよ」といつてくれたものではないのです。キリストがくれたら、それでお終いになっ

てしまうものではなく、やったり取ったりすることによって、お互いがお互いに持っているものを共有することによって、両方の関係が、つまり、キリストと信じる魂との関係が成り立ち、保証されていることが明らかになっているのです。

次の年、一五一九年は、洗礼論、聖餐論、死への準備の説教というような形でルターがドイツ語著作を活発に書き始めた年に当たります。その一五一九年に共通するキーワードは、「聖徒の交わり」あるいは「キリストと聖徒の交わり」です。そういう考えも、ここから出て来ます。あるいは、このキーワードを獲得してルターは民衆のための宗教改革的著作を書き始めた、と言つこともできるでしょう。ですから、(3)はそのことを示している段落であり、『キリスト者の自由』にもつながっていきます。

段落(4)は、「キリストと私の関係」を取り上げている箇所です。「聖なる神、あわれみ深い父は、このように、きわめて大きく、とうとい賜物を、イエス・キリストにおいて私たちに与えてくださったのである(第二ペテロ一章四)とあります」。つまり「賜物としてのキリスト」です。一五四五年に晩年のルターが宗教改革的転回を回顧した文章では、神が義を賜物として与えてくださるという点を強調しています。しかし、その文章では、イエス・キリストにおいて、イエス・キリストを通して、神がこの賜物を私に与えてくださったという点は、必ずしも強く出ていません。しかし、ここでは、その賜物を「イエス・キリストにおいて私たちに与えてくださった」という表現をしていることは、ルターの義認論の成熟を示しているのだと思います。

段落(5)は、創世記のアブラハムへの祝福はキリストによって成就されたことを指摘している箇所です。段落(6)には、イザヤ書六章を取り上げて、「私たちが主を信じるとき、主はそのすべてのよきものとともに主の全体が私たちのものだからである」とあります。ここでも、「キリストが所有しているものはすべて私た

ちのものであって、私たちはむしろ怒りと刑罰と、そして地獄にこそ値するのに、純粹な憐れみによって、価値なき私たちに、深い恵みをもって授けられた」もので、義が賜物として与えられるという説明の展開になっています。

段落(7)も同じ趣旨のものです。「キリストご自身が、み父の聖なるみこころを行うために来たと言って、み父に服従したのであった。キリストがなしたことはすべてなんであれ、私たちのためになしたのであり、それが私たちのものとなるようにキリストは願っている」というのが、ルター自身の文章です。これは、この後一五二三年にルターが書いたコラールに出てきます。残念なことに『教会讃美歌』にも翻訳されていないし、今度の『讃美歌二一』にも載っていないし、どこにも日本語がないのですが、「いま喜べ、汝らキリストの群れよ」というあの讃美歌の中に書かれている基本的モチーフをルターは十節ほどの讃美歌に展開しています。

段落(8)は、「キリストの義は、キリストを信じる信仰によって私たちの義となり、キリストのものはすべて私たちのものとなる。いな、むしろ、キリストご自身が、私たちのものとなるのである。したがって、使徒はそれを、ローマ人への手紙(一章一七)において、『神の義』と呼んでいる」と続きます。この聖書箇所はルターの宗教改革的転回の鍵になる箇所ですが、ルターは、使徒はキリストご自身を神の義と呼んでいると指摘します。

段落(9)では、「これは無限の義であって、一瞬に、すべての罪を呑みこんでしまうものである。罪はキリストの中に留まることが不可能だからである。さらに、キリストに信頼する者は、キリストのうちに留まり、キリストご自身と同じ義を所有し、キリストと一つになる。したがって、この人のうちに罪が留まることはありえない」と指摘されています。「この人のうちに罪が留まることはありえない」というのは、「義人にして同時

に罪人」という理解の一側面なのです。「この義は、第一のもの、基盤 原因であり、実に、私たち自身の義の源である」とルターは言います。

段落(10)に行きますと、詩篇の三篇が引用されています。これはウルガータからの引用ですから、マンラ本文の章立てと一篇ずれています。日本語訳では三一篇に該当します。「主よ、わたしはあなたに依り頼みます。とこしえに私をはずかしめず、あなたの義をもって私をお助けください」とあるところをルターは次のように説明します。この「祈りは、次のように理解されるのである。シ・nea(私の「義」をもって)と言わず、シ・me(あなたの「義」をもって)と、すなわち、信仰を媒介とし、神の恵みとあわれみによって私たちのものとされる、私たちの神、キリストの義によってと言うのである。」(「あなたの義をもって私をお助けください」という言葉は詩篇の中に繰り返し出てきますが、新共同訳では「あなたの義」は「恵みのみわざ」と訳されています。これは少し訳し過ぎだと思えます)。

段落(11)には、「また、詩篇の中の多くの箇所において、信仰は主のみわざ、告白、神の力、あわれみ、真理、義と呼ばれている」というルターの言葉が出て来ます。宗教改革的転回を振り返っていている一五四五年のラテン語著作全集序文』では、神の義は神が私たちに与える義という具合に理解されています。同様に、神の強さも、神が弱い私たちに賜物として与える強さということになりますから、信仰もその伝で行くと、私たちの信仰ではなく、神が私たちに働いて私たちのうちに起こす信仰ということになります。ですから、それは主のみわざ、神のみわざなのです。だから、「これらはみな、キリストを信じる信仰の名称である」ということになりま

す。「信仰は神のみわざ」という理解は、ルターが後にローマ書序文を書いたときにローマ書の主要な七つのキーワードを解説し、「信仰は私たちのうちにおける神の働きである」とか「神のみわざである」という発言の中に出

てきます。それは関係概念であつて、神がみことばにおいて私たちに働いてその働きを成し遂げるといふ基本
的でダイナミックな関係は、実体的理解の中では把握できない事態なのです。

段落12)は、ガラテヤ書とエペソ書を引用して、「キリストが私のうちに生きている」といふそのダイナミッ
クな関係を言い表しています。

段落(13)と(14)は一つのまとまりですが、「この別種の義は、ただ恵みのみによつて、私たちの行為なし
に、私たちのうちへ注入されるのである。これは、私たちの内側において、み父が私たちをキリストの方向へ
確実に導いてくださつてゐる結果であるが、この義は、原罪と対立させられるものである。この原罪も、私た
ちのものでない別種のものとして、私たちの行為なしに、生まれながらにして、私たちに結び付けられるもの
である」と語つて、ルターは「別種の義」と「別種のもの」としての原罪とを対比させています。この段落は、
ですから、『三種の義についての説教』の第二部の考え方と同じこととなります。「このよつにして、キリスト
は、信仰とキリストを知る知識の増大するにつれて、日ごと、いよいよ(古い)アダムを追い出すのである。
別種の義は、即座に注入されるのではなく、それには、はじめがあり、進展があり、そして最後に、死によつ
て、ついに完成されるからである」。これは、ですから、「義人にして同時に罪人」といふ理解のうちの「部分
的に義人、部分的に罪人」といふ意味合いにつながる段落といふこととなります。別種の義は、「はじめがあり、
進展があり、そして最後に」といふのですから、それは「成長」といふこととなります。ですから、「百パーセ
ント義人で同時に百パーセント罪人である」といふ「義人にして同時に罪人」といふ理解のその裏側に、「信仰
におけるキリストの義の成長」といふ側面もあることが指摘されている部分です。これは『ローマ書講義』の
中にも繰り返して来る要素です。

これまでが、第一部ということになります。そして段落(15)からは第二の義をあつかつた部分が始まりま
す。こちらは長いです。「第二の義は、私たち自身の義であるが、私たちだけがそれを生かすのではなく、あの
第一の、別種の義に包み込まれることによって生かすのである。これは、第一に肉を殺し、また、自分自身に
ついては欲望を十字架につけ、善きわざによって有益な生を送ることである」という具合に始まっています。そ
して段落(16)で、「第二に、これは隣人に対する愛である」と続きます。ですから、これは『キリスト者の自
由』の第二部の展開と同じです。つまり、第一には信仰者自身の節制と訓練、第二に隣人に対する愛というか
たちで、私たち自身の義は現れる、ということになります。次いで第三に、神に対する謙虚とおそれである「
と続きます。これが、「第二の義」の大まかな説明です。

段落(17)にいくと、「この義は、第一の義から出た産物であり、その実、その結果である」とあります。「そ
の実、その結果である」というのですから、それは第一の義を獲得するための功績とはなりえません。その結
果、その実でしかないのです。ここには、昨日から話が出ているガラテヤ書の五章一二節が出て来ます。そし
て、「ここで挙げられている実^は、人のわざであるから、この箇所^で、霊的な人がいわゆる『霊の実』を生み出
す『霊』であることは明らかである」とルターは言います。

段落(18)には、「この義は、第一の(別種の)義を完成するものである。というの^は、(古い)アダムを滅
ぼし、罪の体を破壊するよ^{うに}、この義がいつも働いているからである。だから、自分を憎み、隣人を愛し、自
分の利益を求めず、他者の利益を求める。そうして、こ^ういうことの中に、この義の全体の生き方があるので
ある。自分を憎み、自分の利益を求めないことの中に、肉を十字架につけるとい^うことがなされる。さらに、他
の人の利益になることを求めるので、それは愛の働きをする。また、こ^のよ^{うに}、神のみこころを画面におい

てなし、自己に対して慎み深く、隣りに対して正しく、神に対して信心深く生きるのである」とあります。第一の義を受けた第二の義の生き方がここでは説明されています。

段落(19)ですが、ここに「イミタテオ・クリステイ」が出て来ます。「また、この点において、この義はキリストの手本をまねび(第一ペテロ二章二一)、キリストの姿に似るものへと変えられる」とあります。ですから、「恵みにより信仰によって義とされる」という事態に対して、「イエス・キリストの模範にまねび」というもう一つのテーマが出て来ることとなります。それでは、キリストの模範とはどういうことかといえば、「自分の利益を求めず、私たちの利益だけを求め、そのことにおいて父なる神にもっとも従順であって、わたしたちのためにすべてのことをなしたのである」ということとなります。ですから、「私たちがまた、同じように、隣人と同じ模範を示すように、キリストは望んでいるのである」ということとなります。

段落(20)になりますが、次いで「ローマ人への手紙(六章一九)にあるように、この義は(第二の義は)私たちの現実の罪に対立している」と指摘されます。ですから、ここには戦いがあります。「あなたがたは、かつて自分の肢体を汚れと不法の僕としてささげて不法に陥ったように、今や自分の肢体を義の僕としてささげて、きよくならねばならない」。だから、第一の義によって、『わたしはあなたのもの』と魂に向かつて言う花婿の声が聞こえ、第二の義によって、『わたしはあなたのもの』という花嫁の声が聞こえる。このようにして、この結婚は完了され、強くなり、完全なものとなるのである。クレルウオーのベルナルドゥスとは違うルター独自の「花嫁神秘主義」が出て来ています。これも、『キリスト者の自由』の段落二二に出て来るところです。段落(21)でまたピリピ書に戻ります。「このことは、いま、私たちが学んでいる聖句が言っていることである。すなわち『キリスト・イエスにあっていただいているのと同じ思いを、あなたの方の間でも互いに生かしなさ

い』ということである。キリストがあなた方に心を用いたことを知って、あなたがたも相互に心を用い、いくしみあうようにということである。』

段落(22)は、「」どのようにしてか」という言葉で始まり、「キリストは神のかたちであられたが、神と等しくあることを固守すべき事とは思わず、かえって、おのれをむなしうして僕のかたちをとられた……」と続きます。そして、段落(23)に入って、「ここで、神のかたちというのは、神の本質ということではない」という講解が出て来ます。「キリストは神の本質を一度もむなくしたことはないからである。僕のかたちが、人間の本質ということではないのと同じである。しかし、神のかたちは、知恵、力、正義、慈愛、そして自由であると続きます。

段落(24)はそれを受けて次のようにあります。「しかもキリストは、このかたちにおいて高ぶることなく、ご自身を喜ばせることもしなかった。さまざまな悪の奴隷となり、それに支配されている他の者たちをさげすむことも、軽蔑することもしなかった」。それに対して、あのパリサイ人は、他人が不幸であることを喜んでいたのであり、いずれせよ、他の人々が自分と同じであることを望まなかったのである。これは略奪行為であった、それによって人は、自分のものでないものを自分のものとする」。これは、(ルターが理解するところの)コンクピスケンティア(肉の欲、肉の思い)の問題です。つまり、自己自身の益になることをひたすら追求する罪の問題なのです。「神のものは神に」という態度とは正反対の態度です。

段落(25)では、「神のようになろうとする」人、つまり、コンクピスケンティアにとりつかれた人と、「神の身分でありながら、私たちのために、私たちの一人のようになつて、僕の姿をとった」キリストとの対比が鮮やかに示されています。ですから、段落(26)にあるように、キリストは「私たちの罪と刑罰を自分で引き受

けた」のです。キリストは「私たちの僕となることを望んだ」とあるように、「仕えられるためではなく仕えるために来た」というキリストご自身の言葉にあるとおりです

段落(27)の「肯定的」「否定的」という表現はやや紛らわしいのですが、キリストは、高慢な人間が神と等しくあろうとするのと同じ意味で神と等しい者とあろうとしたのではなかったたのであって、自分が神と等しい者であるとは考えなかった、と理解されてはならない、ということなのです。

段落(28)にあるように、「人なるキリスト」は、「私たちの一人のようになった」ので、私たちはそれにならって、キリストのようになる必要がある。「私たちの僕となった」模範としてのキリストに従って、私たちも「他の人の僕となる」こと、それが「イミタティオ・クリステイ」です。教師としてのキリスト、模範としてのキリストは、贖い主キリストの姿と較べると、第二義的な意味しかないかのように思われるのですが、ルターの場合、第二義的ではあっても、非常に重要な意味を持っています。

ですから、徹底して隣りに仕えることが、段落(30)でも(31)でも強調されているのです。しかし、こゝとは簡単ではありませんから、「自分の意志にさからってもむりやり」に高慢な思いを脱ぎ捨てる必要があることとなります。

(33)から(35)にかけては、ルカ七章三六節以下に記されているパリサイ人シモンとマグダラのマリアの態度が対比されて、「神のようになろうとする人シモンが、神の栄光の姿を奪い取られて、いやおうなく僕の姿」に貶められ、「僕の姿」を担ったマリアが、「神の姿の栄光の中に高められた」典型として掲げられています。更に、(36)から(38)にかけては、第二の義の目的が示されています。

しかし、そうした第二の義のあり方に対して、人間の本质が激しく抵抗する事実が指摘されています。それ

は人間の「転倒した姿」です。「人間の本质は、はなはだしく刑罰を喜び、自己の正しさを誇ることを喜び、また、不義から来る隣人の混乱を喜ぶからである」。ですから、当然「ここには戦いがあることになりました」。

しかし、(40)にあるように、「隣人が自分よりよいようにと願い」、「隣人の状態の良いことを喜ぶこと」、「これが律法であり預言者である」から、徹底してキリストの模範に従うことが、第二の義のあり方であることが示されています。こうして第二の義の説明が終わり、次の段落からは、第二の義の付録、内容的には、市民的な義が取り上げられていきます。

市民的秩序を守るためには、処罰が必要ではないかという問いが立てられます。ルターの回答は、公人と私人の区別が必要で、これまで縷々述べられてきたことは、私人に対して該当するのであって、公人には該当しない、と指摘します。市民的秩序を守るための処罰や裁判は公人の責務であって、彼らが神から与えられた権能を行使する限り、彼らは神の代理であり、彼らの行為は神のわざである、ということなのです。

他方、私人の場合を見てみると、三つの立場がある、とルターは言います。第一は、神の代理者による報復と裁きを求める立場、第二は、どのような場合にも刑罰や報復を望まない立場、第三は気持ちでは第二の立場に似ているが実際にはそうではない立場である、と彼は言います。

第一の立場に立つ人は数も多いし、パウロもそういう人を忍耐しているが、けっして承認しているわけではない。第二の立場に立つ人は、確かに稀であるし、「このようなことをすれば、この人はこの世に住みつづけることができるであろうか」とその現実性を疑問視する人もあるだろう。しかし、「もし、だれもこれをしていないならば」、聖書はもはや成り立たないだろう、なぜなら、「これこそ福音であり、キリストの模範である」からである、とルターは語ります。第三の立場に立つ人は、「刑罰なしには、道にあやまった者を改善することはでき

ない」と考える人のことです。市民的秩序の観点からは、当然出て来る立場ですが、ここにある危険をルターは指摘します。

「怒りは熱心と似ており、短気は正義を愛することと似ているので」、よこしまな動機から発しても、あたかも正義から報復を要求しているかのような自己正当化が起こる危険があるのです。ですから、ルターは第二の段階において完成の域に達し、最高に実践を経た者でなければ「第三の立場から、安易に報復を求めてはならない、と指摘します。怒りと熱心、短気と正義を愛することは、「最も霊的な者による以外、十分に識別されることはない」からです。ここでそのような人の例として挙げられているのは、キリストとパウロだけです。

この説教は、見てきましたように、ピリピ二章五節、六節をもとに展開されています。ルターは第一の義と第二の義の区別を鮮明に引きながら、この時点でははっきりと自覚していた「信仰義認論」をキリスト者の生活に適用しようとしています。第一の義と第二の義の区別は、福音と律法の区別、キリスト者の自由と愛の区別に対応していると言っていていいでしょう。ここには、ルターらしい切れ味のいい言葉遣いで福音主義的信仰の神髄が語られていると思います。